



# 栃木県公報

令和5(2023)年  
11月28日(火)  
第459号

## 目次

### 告示

○予定保安林	871
○事業の認定	872

### 公告

○県営土地改良事業に係る換地処分	874
○土地区画整理組合理事の就任	874

## 告示

### 栃木県告示第434号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5(2023)年11月28日

栃木県知事 福田 富一

#### I

##### 1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市板荷字坂元564-1、565-1、566-1、567-1、568-1、569-1、570、571-1、572-1、573-1、573-2、574-1、574-2、575-2、字一ノ沢口6388から6390まで、字二ノ沢口6391-1、6391-2、字小沢森6392、6393、6395、字台八丁6394、字忽滑沢6769-1、6770-1、字柿沢入6777-7から6777-12まで、6777-15、6777-16、字朴木沢口6778、6780、字太郎左エ門鹿野6779、字大沢森6781から6784まで、6786、6787、6789-19から6789-22まで、6789-25から6789-28まで、6789-34、6789-35、6789-37から6789-41まで、6789-43、6789-44、6789-46、6789-48から6789-51まで

##### 2 指定の目的

水源の涵養

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

#### II

##### 1 保安林予定森林の所在場所

大田原市須賀川字石畑119、字井戸ノ入138-2、4257、4264、4267-1、4267-2、4269-1、4269-13、字北向39、字堂ノ入40、4275-2、4279、4281-2、4281-3、4286、4288、4290、4296、字萩ノ窪4298-1、4306-1、4306-4

##### 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

## 栃木県告示第435号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5（2023）年11月28日

栃木県知事 福田 富一

## 1 起業者の名称

栃木市

## 2 事業の種類

(仮称) 栃木市消防署北部分署整備事業

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

栃木県栃木市西方町元字大橋地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

(仮称) 栃木市消防署北部分署整備事業（以下、「本件事業」という。）は、栃木市が都賀、西方の2分署を統合、建替える事業であり、法第3条第19号に掲げる市町村が消防法（昭和23年法律第186号）によって設置する消防の用に供する施設及び同条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

栃木市は、平成30（2018）年3月に策定した栃木市総合計画《後期基本計画》において消防庁舎の整備を主要事業に位置付けるとともに、本件事業に係る予算措置を講じている。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 栃木市消防本部は、昭和24（1949）年に地域の自治体消防として発足し、昭和46（1971）年に栃木市と隣接する大平町、藤岡町、都賀町、西方村の1市3町1村で一部事務組合を組織し、名称を栃木地区広域消防組合消防本部とした。その後、昭和51（1976）年に消防以外の業務も行う複合事務組合を組織し、名称を栃木地区広域行政事務組合消防本部とした。

平成23（2011）年10月の市町合併に伴い栃木市消防本部となり、平成26（2014）年4月の岩舟町との合併に伴い岩舟町区域が新たに管轄に加わった。管内面積は331.50km<sup>2</sup>、人口約15.5万人を擁し、1本部・1署・5分署体制で消防業務を行っている。

都賀分署、西方分署（以下、「分署庁舎」という。）では、増加の一途をたどる消防需要に対応するため、職員の増員、消防車両の増車及び大型化や新たな資機材を配備するなどして消防力の充実を図ってきたが、敷地の拡張や庁舎の増築は行っておらず施設の狭あい化、老朽化等の課題が生じている。

分署庁舎は、共に昭和47（1972）年4月に竣工された鉄筋コンクリート造2階建ての建物で、建築後

50年以上経過している。平成12(2000)年度に空調設備等の改修工事を施工したが、その後は長寿命化や耐震化のための対策は実施しておらず、新耐震基準以前の建築物であることから、耐震強度不足が懸念されている。

また、複数個所において雨漏りが発生したことで、壁及び床が劣化しており、特に都賀分署では、雨漏り等の影響により、訓練や市民への救命講習などに利用する場所を確保できない状態となっている。

また、分署庁舎では、指令端末機器及び消防O Aシステム機器を設置したことや、職員増加に伴う事務机、事務機器の増加等により事務室が狭あいとなり、迅速な出動動線を確保することができなくなっている。さらに狭あい化により、個室化されていない仮眠室に2段ベッドを設置しており、プライバシーを確保できていないうえに感染症蔓延の危険が発生している。また、女性職員が増加傾向にあるにもかかわらず女性用諸室を整備できていないことから、女性職員の異動先が制約され、人事の固着化も課題となっている。

このほか、現在の庁舎ではスペースが不足していることから市民相談室、屋内訓練室、専用の屋外訓練場、訓練塔等の必要な設備を整備できず、市民相談時のプライバシー確保の困難や、庁舎を使用した訓練による建物の劣化等の課題が生じている。消防車両を格納する車庫も車両の増加、大型化により不足しており、車両の増加に伴い車庫に格納できなくなった車両は、庁舎から離れた別の車庫で管理している状況であり、迅速な出動対応への影響が生じている。また、来客用駐車場は従来から慢性的に不足しているほか、敷地内にヘリコプターの緊急離着陸場を設置するスペースを確保できず、ドクターヘリによる救命処置の開始の遅れへの懸念が生じている。

また、2つの分署に人員が分散していることで、分署に残された人員では出動体制を確保できないとがあり、施設の分散による非効率が生じている。

加えて、分署庁舎はバリアフリーに対応しておらず、エレベーターの未設置、多目的トイレおよび女性専用トイレの未整備など、来庁者に対する配慮が不十分となっている。

本件事業の完成により、分署庁舎が現在抱えている老朽化や狭あい化、施設分散による非効率といった課題が解消される。また、2分署の統合により、消防体制を維持しながら効率的かつ効果的な運用を実現しつつ、防災拠点施設としての機能を十分に発揮できるようになることから、市民の安全安心の確保に寄与することができると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び栃木県環境影響評価条例(平成11年栃木県条例第2号)による環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、本件事業の施行に当たっては、騒音及び振動対策を行い、生活環境に及ぼす影響を軽減する措置が講じられることから、本件事業により生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

また、動植物への影響について、栃木市が令和5(2023)年7月に希少動植物の有無を確認するため現地調査を実施したところ、保護のために特別な措置が必要な希少種は確認されなかった。

さらに、起業地内の土地について、起業者が栃木市教育委員会に埋蔵文化財包蔵地であるか確認したところ、包蔵地でない旨の回答を得ており、工事の際に埋蔵文化財が発見された場合は栃木市教育委員会と協議し、その指示に従うこととしている。

したがって、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に際しては、3つの候補地を比較検討しており、本件事業の起業地は、管内各地域へのアクセスがよいこと、土地が整形であり配置計画の自由度が高いこと、適正位置から近い位置にあること、事業費が低廉であること等諸条件から総合的に判断されており、社会的、技術的及び経済的観点から最も合理的であると認められる。

また、本件事業に係る施設の規模については、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)、新営一般庁舎面積算定基準(昭和35年建設省発第3号)や近年建設された他の消防本部庁舎建替え事例との比較等により、駐車場については道路構造令(昭和45年政令第320号)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)によりそれぞれ適正に計画されていることから、本件事業の起業地の範囲は必要最小限であると認められる。

エ 以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本

件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

(3)アで述べたように、分署庁舎では老朽化、狭あい化、施設分散による非効率化といった様々な課題を抱えており、消防業務に支障が生じていることから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

栃木市消防本部消防総務課

(用地課)

公 告

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営田川流域地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5（2023）年11月28日

栃木県知事 福田 富一

1 換地処分の年月日

令和5（2023）年11月8日

2 換地処分の内容

令和5（2023）年8月18日付け栃木県告示第326号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)

○土地区画整理組合理事の就任

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について就任した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和5（2023）年11月28日

栃木県知事 福田 富一

土地区画整理組名	氏名	住所	届出年月日
小山市小山東部第一土地区画整理組合	荒木 勝正	小山市大字土塔217番地25	令和5（2023）年10月19日
	海老沼秀夫	小山市駅南町三丁目10番26号	
	北山 貞雄	小山市城東六丁目14番40号	
	北山 二夫	小山市城東六丁目15番24号	
	神保 一夫	小山市大字犬塚830番地13	
	鋤本 己信	小山市大字土塔221番地18	
	須藤 保	小山市大字犬塚998番地264	

中山 光三	小山市大字土塔248番地34
七原 正己	小山市城東五丁目13番30号
七原 幸雄	小山市城東六丁目14番33号
林 修	小山市大字犬塚998番地261
古内 光一	小山市大字土塔243番地107
間中 和弘	小山市大字土塔253番地17
村澤 英明	小山市大字犬塚998番地660
廻谷 邦男	小山市大字犬塚998番地253
望月 和夫	小山市東城南一丁目21番地 7
森田 光一	小山市大字犬塚1012番地 1
矢内 利和	小山市大字土塔231番地18
渡辺 直治	小山市中央町六丁目10番18号 グリーンミュキ小山1301号

(都市計画課)